

第9回 AMEICC WGC I 会合 2004年7月22日～23日、ラオス人民共和国
共同議長サマリー（仮訳）

1. 2004年7月22日～23日に、ラオス人民共和国のビエンチャンにて第9回WGC I 会合が開催された。
2. 会合にはアセアン各国と日本から官民の代表が参加した。出席者リストは Annex 1 を参照のこと。
3. 冒頭、ラオス工業ハンディクラフト省のソンボウン（Somboun Rasasombath）副大臣が開会挨拶を行い、全ての参加者に対する歓迎の意を表した。開会挨拶の中で、ソンボウン副大臣はアセアンの競争力改善に関して、意見交換と他国の経験から学ぶことは地域の経済成長を加速するのに貢献すると述べた。また、ソンボウン副大臣はアセアン諸国が化学産業の投資を促進する包括的な枠組みを持つことの必要性和、健康と環境を保全するために国際的に調和のとれたアプローチを持続することの必要性を強調した。基調講演の全文は Annex 2 を参照のこと。
4. 会合では、ラオスの工業ハンディクラフト省工業局のスーチヤイ（Soutchay Sisouvong）次長と日本の経済産業省製造産業局の眞鍋隆化学課長が共同議長を務めた。

（ a ） AMEICC の活動報告

5. AMEICC 事務局（JODC）から2004年3月にタイで開催された SEOM-METI 会合（日アセアン経済高級事務レベル会合）において、WGC I の活動状況について政府高級事務レベルに報告した旨説明が行われた。また、本会合の成果は WGC I 及び SEOM-METI に報告された後、最終的には2004年9月にインドネシアで開催される AEM-METI 会合（日アセアン経済大臣会合）に報告される旨説明が行われた。更に、AMEICC 事務局はアセアンと日本の化学産業のニーズが、アセアンと日本の経済連携協定の交渉プロセスに反映されることを希望する旨表明した。

（ b ） アセアン諸国における化学物質管理に係る法制度

6. 日本化学工業協会の代表者から企業における自主活動と法規制について、次の点を説明した。
 - 人間の性質に照らして自主活動と法規制の両方が必要である。
 - 各国の特徴と現状に合わせて、自主活動と法規制の調和を保つことが必要である。
 - アセアン諸国は自主活動と法規制からなる適切な化学物質管理制度を構築する必要がある。

7. 日本のプラスチック処理促進協会の代表者からグリーン調達について、次の点を説明した。

- 化学産業は電機・電子、自動車といった下流のユーザ産業から化学物質とその適合性評価の報告を求められるグリーン調達の課題に直面している。
- 化学物質管理制度は中小企業を含む長いサプライチェーンへの対応という課題に直面している。
- 「自動車使用化学物質グローバル会議」は化学・プラスチック業界が発言する絶好の機会。
- ICCAは電機・電子及び自動車業界の使用化学物質リスト策定の動きに対応するための調査を実施するタスクフォースを設置した。
- WGC Iのメンバーはこのような活動を理解し、参加することが期待される。

8. 日本政府は日本における化学物質管理に係る法制度について、化審法に基づく化学物質の事前審査制度並びに化管法に基づくPRTTR制度及びMSDS制度による企業の自主的管理の促進について説明した。また、日本政府はアセアン諸国における化学物質管理制度の整備に対して支援する用意がある旨表明した。

9. アセアン諸国から各々の化学物質管理に係る法規制の現状について報告があった。

いくつかの国では関係省が緊密に協力して、化学物質管理の法規制を整備していることが報告された。アセアン原加盟6ヶ国は運用改善の必要性を指摘し、後加盟のCLMV諸国は今後の法制度整備の必要性を指摘した。会合は、アセアン諸国の化学物質管理の法制度問題に対応するには、キャパシティ・ビルディングが不可欠であるとの共通認識に至った。

(c) アセアン諸国におけるレスポンシブルケア活動と日本の研修事業

10. 日本政府は環境保全・化学物質管理に係る技術研修事業の背景、研修一覧、これまでの成果について報告した。また、日本政府は今年のAOTS東京研修、ジェットロが実施するレスポンシブルケア活動及びGHS実施の分野での専門家派遣事業について説明した。日本政府は10月に実施するAOTS東京研修の候補者については、8月12日までにAOTS横浜本部に推薦するようアセアン諸国に要請した。いくつかのアセアン諸国から日本の技術協力における貢献に対して謝意が示された。

11. アセアン諸国は各国のレスポンシブルケア活動の現状と日本の研修事業に対する評価について報告した。会合は、アセアン諸国でレスポンシブルケア活動を更に促進するためには、情報共有と各国の基本方針への相互理解が必要不可欠であるとの共通認識に至った。いくつかのアセアン諸国から日本が提供している化学物質管理に係る研

修事業に対して謝意が示された。ミャンマーは日本の支援によりミャンマーでレスポンスブルケア活動のセミナーを開催することに関心がある旨表明した。日本政府は、毎年1～2月頃にジェットロ現地事務所はレスポンスブルケア活動の専門家派遣を含む翌年度のJ E X A事業の計画を立てるので、その頃にジェットロ・ヤンゴン事務所に相談するように助言した。

(d) アセアン諸国の化学産業、投資促進政策、スペシャリティ化学産業の動向

1 2 . アセアン諸国は各々の化学産業、投資促進政策、スペシャリティ化学産業の現状について報告した。いくつかのアセアン諸国は、外資の直接投資を促進する優遇政策に焦点を当てて報告した。会合は、アセアン諸国の化学産業の現状について情報交換を継続することの重要性を確認した。

(e) 世界の石油化学製品の需給見通し

1 3 . 日本政府は、2 0 0 3 ~ 2 0 0 8 年の世界の石油化学製品の需給見通しについて説明し、ナフサ価格の高騰と特に中東での生産能力の拡大に起因して、石油化学製品の中長期的な国際競争が継続することを強調した。また、中国の現在の経済成長が中長期的に持続するという前提で、世界の石油化学製品の需要は今後とも着実に増加することを示した。

(f) 最近の化学品を巡る諸問題

1 4 . 日本政府は東アジアにおけるF T A交渉の取り組み状況と、同地域における将来的な化学品貿易の関税率引き下げの見通しについて報告した。日本の化学産業代表は、W T Oドーハ・ラウンドの最近の動きと、新ラウンドにおける化学品セクターに対するI C C Aの基本的な対応方針について報告した。化学産業代表は、W T Oドーハ・ラウンドとF T Aを通じた化学品貿易の自由化を歓迎する旨表明し、W G C I会合でも化学品貿易の自由化について活発に議論すべきことを提案した。これに対して、アセアン諸国はセンシティブな化学品の関税撤廃については、各国の実情に配慮して、適当な期間をかけて実施すべき旨表明した。

(g) 第3回A P E C化学ダイアローグ

1 5 . マレーシア化学産業協議会(C I C M)の会長は、2 0 0 4年5月25日にチリのプーコンで開催された第3回A P E C開学ダイアローグでの議論について報告した。

(i) 欧州R E A C Hの問題

マレーシアは他のA P E C加盟国と共に法令遵守に伴うコストに関する懸念を表明した。他には、欧州R E A C Hが化学品貿易に及ぼす否定的な影響に関する懸念も表

明された。更にマレーシアは、多くの点でその原則が未だ十分に理解されていないので、欧州 R E A C H に対する更なる研究と評価が必要である旨発言した。

タイは欧州の新化学物質規制の抱える問題点を欧州共同体に伝えることの重要性を強調した。また、タイは A C I C の下で本件を議論し、欧州共同体に新化学物質規制を修正するよう説得するための報告書をまとめるための委員会を設置することを提案した。

(i i) 国際的な調和システム (G H S)

A P E C 化学ダイアローグは G H S を支持し、化学産業の発展にとって最優先事項であることを確認した。また、A P E C 化学ダイアローグは加盟国のための情報源として使用されるウェブサイトを立てることに合意した。更に、重要な点は二つのウェブサイトが進行中の計画に係わる透明性を確保することになる。

(h) その他

16 . ラオスは日本の経済産業省が推進するグリーン援助計画 (G A P) に参加したタイの経験を見て、ラオスが G A P へ参加して得る便益が大きいため、アセアン諸国、特に C L M 3 ケ国も G A P に参加できるようすべき旨提案した。事務局からラオスの要請を経済産業省の G A P の担当課へ伝える旨表明した。

17 . マレーシアは 2004 年 9 月 7 日 ~ 8 日に G H S セミナーをマレーシアで A P E C と共同開催するとの情報を提供した。マレーシアは参加資格のある国の 2 名分の必要経費は肩代わりするとの条件で、アセアン諸国に出席登録を 8 月 6 日までにを行うように注意喚起した。また、マレーシアは次回の化学会議は 2005 年 6 月に開催されるとの情報を提供した。

18 . フィリピンはアジア太平洋レスポンシブルケア会議 (A P R C C) が 2005 年 1 月にマニラで開催されるとの情報を提供した。

19 . シンガポールは 2004 年 9 月 15 日 ~ 17 日にシンガポールで開催されるアセアン化学産業協議会会議 (A C I C C) への招待状をアセアン諸国へ送付するとの情報を提供した。

20 . 会合は全てのアセアン諸国が W G C I に参加することの重要性を強調し、インドネシアが今次会合に参加しなかったことが遺憾である旨表明した。

(i) 今後の活動

2 1 . 日本からの提案について、会合は地域における化学品の自由貿易の問題及び化学品貿易に影響をもたらす可能性のある化学物質管理に係る法制度について、次回 A M E I C C W G C I で更に議論することに合意した。

(j) 次回会合の時期と開催場所

2 2 . 次回会合は 2 0 0 5 年 7 月にインドネシアで開催することが合意された。A M E I C C 事務局はインドネシア政府の同意を踏まえて、2 0 0 4 年末までに次回会合の時期と開催場所について参加国に連絡する。

2 3 . 会合は温かい接待と会合の優れた準備に対して、ラオス政府に深く謝意を表した。